

参議院 岡山県選挙区選出 議員選挙 7月10日(日)
比例代表選出

選挙期日のご予定は……

選挙期日に都合で投票できない方は、**期日前投票**をすることができます。

期日前投票ができる期間：6月23日(木)～7月9日(土)

【期日前投票ができる
2つの条件】

選挙人名簿に登録されている方で
選挙権のある方

期日前投票のできる一定の要件に
該当する見込みの方

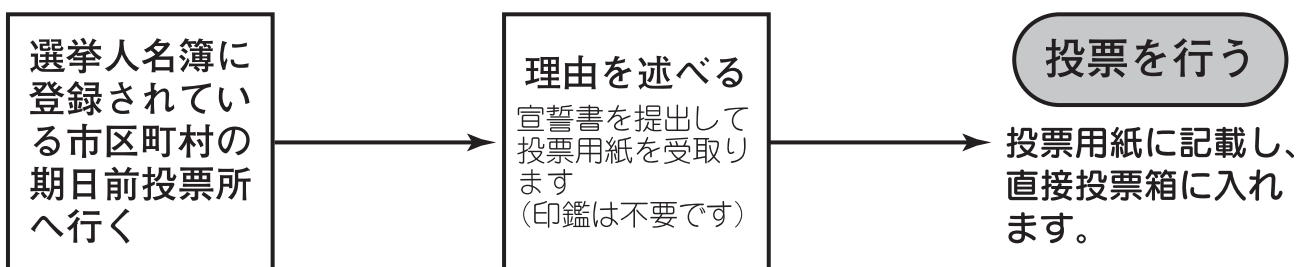


この一票 私にできる国づくり



岡山県選挙管理委員会
明るい選挙推進岡山県連合会・市区町村選挙管理委員会

期日前投票のしかた



- ・名簿登録地の市区町村以外の市区町村や、都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等では、不在者投票制度を利用して投票できます。

【裏面へ】

- ◎選挙期日に仕事や用事があると見込まれる方は、期日前投票ができます。

期日前投票ができる方

◇選挙期日にお仕事や冠婚葬祭の予定がある方

選挙期日に投票区の区域外でお仕事がある方はもちろん、自営業の方など、仕事場が投票区の区域内にある方も期日前投票ができます。

選挙期日に親族の冠婚葬祭がある方も、投票区域を問わず期日前投票ができます。

◇選挙期日に用事で投票区外にいる方

選挙期日にレジャーや旅行、買い物など、何らかの用事で投票区の区域外にいる方は、期日前投票ができます。

◇病気やけが、出産、身体障害等のため歩行が困難な方

病気やけが、出産、身体障害等のため、選挙期日に歩行が困難な方は、期日前投票ができます。

◇他の市区町村へ引っ越しをされた方

他の市区町村へ引っ越しをされた方は、引っ越し前の市区町村で期日前投票ができます。

また、引っ越し先の市区町村で、従来の不在者投票制度を利用して投票することもできます。

- ◎期日前投票の時間は午後8時までです。

期日前投票の時間は、一部の投票所を除き午後8時までです。お仕事の後や帰宅途中に期日前投票に行くことができます。

※市区町村の中に期日前投票所が複数設けられる場合、期日前投票所によって投票期間や投票時間等が異なることがあります。

- ◎期日前投票の手続きは、大変簡単です。

宣誓書の期日前投票の事由欄は、選択式（○を付ける）となっています。また、印鑑も不要です。

投票の際、投票用紙を封筒に入れ、それに署名するといった手続きは不要で、投票用紙を直接投票箱に入れていただけます。

- ◎期日前投票所でも、候補者の氏名などを掲示します。

期日前投票所にも候補者の氏名や名簿登載者の氏名、名簿届出政党等の名称等を掲示します。

期日前投票ができる期間は、次のとおりです。

◎参議院 岡山県選挙区選出 議員選挙 **6月23日(木)～7月9日(土)**
比例代表選出

(一部の投票所を除き、毎日午前8時30分から午後8時まで、土曜日、日曜日、祝日も投票できます。)

6月22日(選挙の公示日)には期日前投票や不在者投票はできません。ご注意ください。